

別紙1

令和 年 月 日

旭市長 様

誓約書

- 1 申請した猫は、旭市内に生息する飼い主のいない猫です。
- 2 交付を受けたチケットは、譲渡せず、自らが使用します。また、チケット利用に際して、何人からも物品や金銭を受け取りません。
- 3 猫の不妊去勢手術は、首輪、名札等の所有者の明示がない、明らかに飼い主のいない猫に限り実施します。
- 4 飼い主のいない猫を捕獲する際の、その捕獲に要する土地が、申請者の管理する土地でないときは、当該捕獲に要する土地の管理者から許可を得ます。
- 5 飼い主のいない猫の捕獲を目的として餌を与える際は、糞害防止のため糞尿の管理を適正に行います。
- 6 猫に飼い主がいた場合等の不妊去勢手術の実施前後において発生する責任問題について、市は一切の責任を負わないものとし、自らの責任で解決します。
- 7 希望通りの枚数のチケットが交付されないことがあるということを理解し、決定に対し異議を申し立てません。
- 8 不妊去勢手術終了後は、速やかに旭市さくらねこ無料不妊手術チケット使用実績報告書を提出し、利用しなかったチケットは返却します。

私は、旭市さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請をするにあたって、下記の事項を同意及び実施するとともに、問題が生じたときは、責任を持って解決することを誓います。

氏名 _____